

大規模災害発生時並びに突発事故発生時における緊急応急工事の実施に向けた対応

北陸農政局

北陸農政局では、前年度に引き続き大規模災害発生時並びに突発事故発生時における緊急応急工事の迅速な実施に向け、透明性・公平性を確保するため、次のような対応を本年度も行います。

(1) 緊急応急工事の対応業者の特定

緊急応急工事の実施に当たっては、「大規模災害発生時並びに突発事故発生時における緊急応急工事の契約手続きフロー」（別紙1）に基づき、迅速に対応できる業者を特定する。

① 基本情報一覧表の整備

北陸農政局において、「北陸農政局における対象工事種別に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者」（以下「有資格者」という。）のうち、想定される緊急応急工事に対応した施工実績（地滑り防止工事、土留め・仮締切工事、既製杭工事、さく井工事、砂防工事、道路工事、水路・管水路工事、土工事、堰・水門工事、橋梁工事（コンクリート構造物工事（鉄筋コンクリート橋、橋梁下部工、鉄筋コンクリート床版工）、PC橋上部工事、鋼製橋脚工事、鋼橋上部工事））を有する者（業者等級区分は、土木一式工事でC等級以上の認定者）が記載された「基本情報一覧表」を予め整備する。

なお、「基本情報一覧表」は、「北陸農政局における建設工事に係る一般競争及び指名競争契約参加資格者名簿」の作成に伴い、新たな「基本情報一覧表」を整備するまでの期間は従前の「基本情報一覧表」を有効とするが、新たな「北陸農政局における建設工事に係る一般競争及び指名競争契約参加資格者名簿」に認定している者に限る。

② 緊急応急工事対応依頼業者の選定

緊急応急工事を実施する場合は、「基本情報一覧表」を基に緊急応急工事対応依頼業者（以下「依頼業者」という。）として、災害発生市町村に本社、支店、営業所を有する者及び当該市町村の区域で国営事業に係る工事発注が行われている場合は当該受注業者を含め10者を選定する（10者以上となった場合は、資格点数が高い者から10者を選定し、10者が確保できない場合は随時範囲を拡大した中から資格点数の高い者を追加する）。

ただし、工事規模や工法等を基に工事の難易度等を判断し、等級区分が必要な場合は等級を設定する。

③ 緊急応急工事等に関する情報提供（対応可否）の依頼

②により選定した依頼業者に「緊急応急工事等に関する情報提供（対応可否）依頼調書」（別紙2）（以下「依頼調書」という。）により被害の概要及び工事の内容を示し、対応の可否等に関する情報提供を依頼する。（電子メールによる）

④ 緊急応急工事等に関する情報提供（対応可否）の回答

依頼業者は、対応の可否及び工事着手可能日時等について、「依頼調書」により回答する。
（電子メールによる）

⑤ 緊急応急工事対応業者の特定

「依頼調書」により回答した依頼業者のうち、対応可能とする者の中から、工事着手可能日時、派遣可能作業員数、調達可能主要資材量、調達可能主要機材量を基に「緊急応急工事対応業者特定基準」（別紙3）による評価を行い、緊急応急工事対応業者を特定する。